枕崎市行政改革大綱

平成17年11月

枕 崎 市

目 次

5	展 1	基	本	方	針		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		1	は	じ	め	に	•	•	•	•	•	•	•				•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	1
		2	行	財	政	改	革	推	進	の	基	本	的	な	考	え	方	•		•	•	•	•	•	•	•		•	1
É	〔2	行	財	政	改	革	の	推	進	項	目		•				•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	2
		1	財	政	健	全	化	の	推	進	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	2
		2	市	民	協	働	の	推	進	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	2
		3	事	務	•	事	業	等	の	見	直	し	•				•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	3
		4	民	間	委	託	等	の	推	進	•	•	•				•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	3
		5	組	織	機	構	の	見	直	し	•	•	•				•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	4
		6	定	員	管	理	の	適	正	化	•	•	•				•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	4
		7	職	員	給	与	等	の	適	正	化	•	•				•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	4
		8	人	材	育	成	の	推	進	•	•	•	•				•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	5
		9	公	正	の	確	保	ح	透	明	性	の	向	上				•			•	•	•	•	•	•		•	5
		10	電	子	自	治	体	の	推	進		•	•					•				•							6
第(3	行財	故	改	革	മ	具	体	的	推	准																		6

第1 基本方針

1 はじめに

我が国の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しく,国において「国庫補助負担金改革」「税源移譲」「地方交付税の見直し」のいわゆる「三位一体の改革」が進められる中,地方公共団体への地方交付税等は減額される方向にあり,今後ますます地方の財政は厳しくなっていくことが予想される。

また,分権型社会システムへの転換が求められる今日,地方公共団体においては, 少子高齢化による人口減少時代の到来,住民ニーズの高度化・多様化など社会経済 情勢の変化に一層適切に対応することが求められている。

枕崎市の財政状況は,長引く景気の低迷により市税などの自主財源の増収は期待できず,また,国における三位一体の改革による地方交付税等の削減など大変厳しい現実に直面しており,今のまま何の手立ても打たずに,これまでどおりの財政運営を継続すれば,近い将来,財政再建団体へ転落しかねないという危機的状況にある。

本市においては、これまでも昭和61年、平成8年、平成13年の3次にわたって 行政改革大綱を策定し、積極的に行財政改革の推進に努めてきたところであるが、 その進捗状況については市民の厳しい視線も向けられているところである。

本市は今,危機的な状況をどう乗り越えるか,その方途を求めて,大きな転期 に立たされている。

この現状を打開するため,新たな「枕崎市行政改革大綱」を策定することによって,限られた行政資源を総合的・戦略的・効率的に活用し,財政危機を乗り越えるとともに,市民と行政とが協働するまちづくりを目指して,大胆な行財政改革に取り組まなければならない。

2 行財政改革推進の基本的な考え方

本市では、次に掲げる基本方針に基づき、現在本市が置かれている危機的な状況を踏まえ、市長以下全職員はもとより市民一丸となって、不退転の決意で行財政改革に取り組んでいくものとする。

(1) 収支均衡型財政への転換

財政再建団体への転落を防ぐために、市のすべての業務を対象とした見直しを行い、歳入に見合った歳出への財政構造の抜本的な転換を図る。

また,これまで行政の守備範囲とされてきた分野においても,「民間にできることは民間に」を基本に,市民サービスの維持向上や地域経済の活性化等を 考慮しながら,行政の守備範囲の見直しを行う。

(2) 市民の視点に立った行政運営と透明性の向上

質の高い行政サービスを提供し市民が満足を得るために,市民の立場に立った行政運営を推進するとともに,市の保有する情報について積極的に市民に情報を開示し,十分に説明責任を果たすことに努める。

更に,全職員が危機感を共有し,今までの意識を変えて「市民志向」の立場に立つなどの意識改革を行う。その上で,すべての職場で業務を検討して見直しを行い,新たなアイデアを出しながら業務改善に取り組む。

(3) 市民と行政の協働

地域の特長を生かしたまちづくりを推進していくために,市民と行政が一体となって課題に取り組むとともに,市民一人ひとりが主体的にまちづくりにかかわり,行政のあらゆる分野で市民と行政との協働を進める。

第2 行財政改革の推進項目

1 財政健全化の推進

今後においても続くと思われる厳しい経済状況の下,中長期的な財政見通しを的確に行うとともに,税収を柱とした歳入の確保と,歳入に見合った歳出を実現するなど,早期に健全な財政構造を確立する。

また,限られた財源で最大限の効果を上げるために,全ての事務・事業において, その目的,必要性,費用対効果などを踏まえた抜本的な見直しを図り,行政サービ スのスクラップ・アンド・ビルドを積極的に進め,適正かつ効果的な事務・事業を 実施する。

2 市民協働の推進

行財政改革を推進するためには,市民の理解と市民協働が重要であり,これによりその効果も大きなものとなる。このため,行財政改革の方針・計画は,市民へわかりやすく公表し,市民の理解と協力を得るように努める。

これからの厳しい財政状況を勘案した場合、これまでのように行政主導型のサービスを市民に提供することは困難となることが予想される。

今後においては,地域で発生する課題等を解決するために,行政のみの取組ではなく,それぞれの分野において市民との協働による体制を構築する。

市民に対しては、公共サービスへの担い手としての市民参画への理解と具体的な協力を得るよう努めるとともに、NPO法人・ボランティア団体等の育成と、市民協働・市民参画により、生き生きとした市行政を実現する。

更に,市職員においても,自らがボランティアなど地域福祉活動に積極的に参加 することに努める。

3 事務・事業等の見直し

複雑・多様化する住民ニーズや,地方分権の進展に伴う新たな行政課題に,限られた人員・体制で的確に対応するために,今までにも増して行政の守備範囲の見直しを図る。

そのために,事務や事業の選択と集中,効率化,外部委託や市民協働により,市 民が満足し,地域活性化に資することができる事務・事業を構築する。

事務・事業の見直しに当たっては、計画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・見直し(Action)の、[PDCA]サイクルによる評価を行いながら実施する。

補助金や市民サービスにかかわる事務・事業の見直しについては,市民に対する市の財政状況の十分な説明を行い,内部経費の削減の徹底など行財政改革に対する理解と協力を求めた上で,整理・統合・縮減を図る。

また,自主財源の確保のために,市税等の徴収に更に努力し,未収金の収納対策も引き続き徹底して実施する。

4 民間委託等の推進

民間と行政の適切な役割分担の下で、民営化や業務の民間委託を進めていくことは、行政運営の効率化、市民サービスの向上という観点からも、大変重要なことである。

行政の守備範囲を見直していく中で「民間にできることは民間に」を基本に,市が行っている事務・事業の民営化及び民間委託を積極的かつ計画的に推進する。

現在計画している,市立保育所,養護老人ホーム,学校給食センター,学校用務員業務の民営化・民間委託の着実な実施に加え,市立図書館など市の施設の指定管理者制度の活用による民間委託等についても推進する。

5 組織機構の見直し

これからの地方自治体には、地方分権、権限移譲の進展に伴い、様々な業務が発生することが予想され、今後は、行財政改革を強力に推進しながら、それらの新たな行政需要に、迅速かつ的確に対応するための行政組織・体制の整備が求められる。

本市が今後目指す施策の体系に適応するために,組織・機構を見直すに当たっては,全体的な組織機構のスリム化を図りながら,これまでの縦割り型の組織体制を再編し,効率的に仕事が行える組織とする。

人員配置についても、それぞれの職員の業務内容や業務量など、市役所全体の業務量等を的確に把握して、業務能力の一層の向上につなげる柔軟な人員配置等の組織体制の整備に取り組む。

6 定員管理の適正化

定員管理の適正化については,スクラップ・アンド・ビルドの徹底や民間委託等の積極的な推進,更に行政の守備範囲を見直す中での市民協働の推進などにより,引き続き職員定数の削減に努める。

新たな定員適正化計画を策定し,数値目標を定めながら職員定数の削減に努め, 総人件費の削減により経常収支比率の改善を図る。

7 職員給与等の適正化

地方公務員の給与体系は,人事院勧告制度に基づいた給与額の決定を基本としているものの,本市の給与制度の実態は,国家公務員の制度を上回る部分も存在し, その見直しが喫緊の課題である。

本市においては、市職員と民間企業職員の給与水準には大きな格差もあり、本市職員の給与制度等について市民の理解が得られるものになるよう見直しを行う必要

がある。

職員給与等の改善策として現在取り組んでいる,「わたり」制度や特別昇給の見直しなど,職員給与等の適正化を早急に実施する。

また,現在の職員給与は,勤務年数に応じて昇給する「年功型」であり,職員の 給料はある程度等しく昇給することとなり,給与費全体が上昇する要因となってい る。

民間企業においては,職員の業務成果に基づく「能力給制」に転換してきており, 国の公務員制度改革においても公務員に対する能力給制が導入されるが,今後本市 においても能力給制の導入等,給与体系の抜本的な見直しを行う。

8 人材育成の推進

従来の公務員制度の終身雇用と年功序列的な給与体系を保証された中で,市職員に事業や施策の実施に際しての費用対効果やコスト削減に対する認識が不足していた面も見受けられる。

行財政改革を進めるには,職員の意識改革を図り,全職員が現状を十分に認識し, 改革を早急に進めていくことが必要である。

行財政改革を確実に推進させるために,職員一人ひとりの意識改革と総合的な人材育成を通した資質向上を行うとともに,大胆かつ柔軟な発想で事務・事業の見直しなど業務の効率化を図り,全体の奉仕者として市民サービスの向上に努める。

更に,国の公務員制度改革と連動した本市独自の人材育成を推進するとともに, 能力や成果を人事・給与に反映していくなど,国の公務員制度改革と連動した能力 ・成果主義を導入する。

9 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い,行政の推進に当たっては,なお一層市 民への説明責任を果たし,市民の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ることが必要である。

情報公開については,市の保有する情報について積極的に市民に開示し,十分な 説明責任を果たす。

10 電子自治体の推進

国においては、電子政府の構築とともに電子自治体の構築が重点施策の一つとして位置付けられており、行政情報の電子化、オンライン化が国・地方においても強く求められている。

電子自治体の推進に当たっては,市民サービスの向上を図るとともに,事務処理 見直しや簡素・合理化を積極的に行うことにより,職員定数の削減などの行財政改 革を推進する。

第3 行財政改革の具体的推進

この「枕崎市行政改革大綱」は,本市における行財政改革の基本的考え方及び方向性を示すものであると同時に,本市の行財政改革に取り組む姿勢を市民に示すものである。

本大綱を受け、市民に分かりやすい目標となる指標と改革の実施項目を定めた「集中改革プラン」を早急に策定し、市長以下全職員はもとより、行政関係者全員が一丸となって聖域のない行財政改革を計画的に推進する。

更に,行財政改革の推進状況を市民に積極的に情報開示し,市民と共に行財政改革 を進めていくものとする。